

1  
2 アルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入に係る  
3 リスク評価報告書概要  
4 (案)  
5

6 2026年2月26日  
7 消費・安全局 動物衛生課  
8

9 **I. 背景**

10 アルゼンチン当局より、国際獣疫事務局（World Organisation for  
11 Animal Health、以下「WOAH」という。）によって「口蹄疫ワクチン接  
12 種清浄地域」として認定された北部地域からの脱骨した生鮮牛肉の輸入  
13 解禁の公式要請があった。

14 このため、「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討  
15 に係る標準手続」（平成20年3月31日付農林水産省大臣訓令）に従い、  
16 アルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入により口蹄疫が我が国に侵  
17 入するリスクについて、定性的な評価を実施した。

18 なお、アルゼンチン南部地域（口蹄疫ワクチン非接種地域）産の牛肉及  
19 び羊肉は、2018年にリスク評価を行い、当該地域を家畜伝染病予防法施  
20 行規則（昭和26年農林省令第35号）第43条の表中欄に定める関連物品  
21 に対する禁止地域から除外した上で、輸入解禁している。  
22

23 **II. 評価事項**

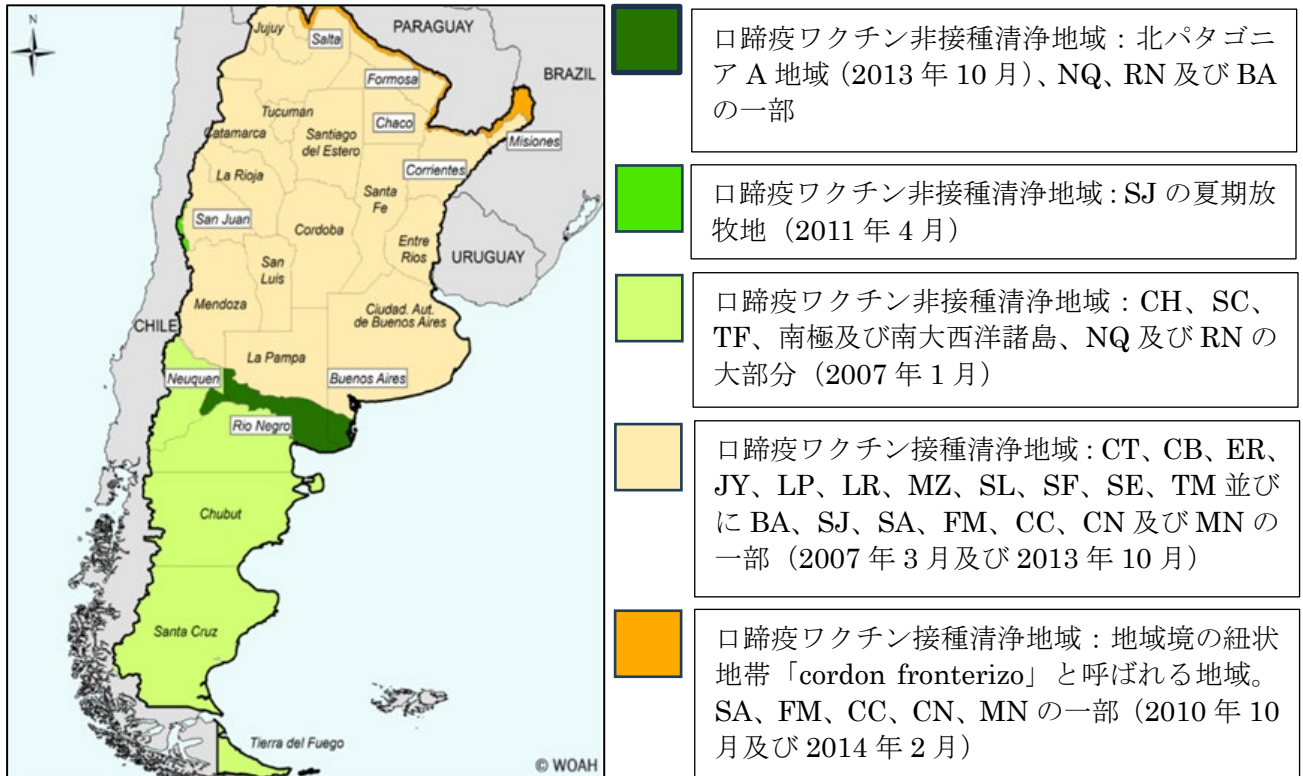
24 リスク評価の対象とする生鮮牛肉は、アルゼンチン北部地域において  
25 飼養及びと畜された牛（*Bos taurus*）及びコブ牛（*Bos indicus*）に由来  
26 する、冷凍又は冷蔵の牛肉（牛舌及びハラミを含む、それ以外の内臓を含  
27 まない）で脱骨されたものとする。

28 リスク評価の対象とする北部地域は、ラパンパ州（LP）、ブエノスアイ  
29 レス州（BA）（パタゴネス市以外）、メンドサ州（MZ）、サンルイス州（SL）、  
30 サンファン州（SJ）、ラリオハ州（LR）、コルドバ州（CB）、サンタフェ  
31 州（SF）、エントレリオス州（ER）、コリエンテス州（CN）、ミシオネス  
32 州（MN）、チャコ州（CC）、サンディアゴデルエステロ州（SE）、カタマ  
33 ルカ州（CT）、トゥクマン州（TM）、フワイ州（JY）、サルタ州（SA）及  
34 びフェルモサ州（FM）とする。

35 2024年9月時点で、図1に示すとおり、WOAHは、南部地域を口蹄  
36 疫ワクチン非接種清浄地域、北部地域を口蹄疫ワクチン接種清浄地域と  
37 して認定している。また、図2に示すとおり、コロラド川及びその支流  
38 のバラカス川という自然障壁によって、南部地域と分離されている。ア

1 ルゼンチンは、チリ、ボリビア、パラグアイ、ブラジル及びウルグアイと  
 2 国境を接している。図 3 に示すとおり、いずれの国も WOAH によって  
 3 口蹄疫ワクチン接種/非接種清浄国として認定されている。

4

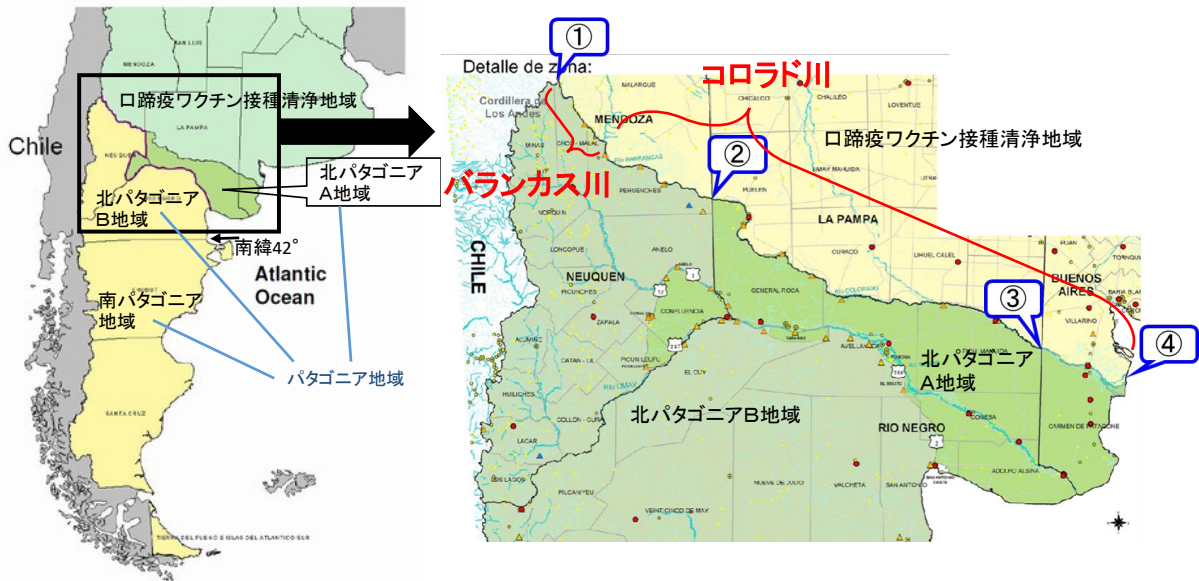


5  
 6 州 二つの異なる口蹄疫清浄地域にまたがる州  
 7 ※括弧内の日付は WOAH に加盟国が申請書を提出した日付

8

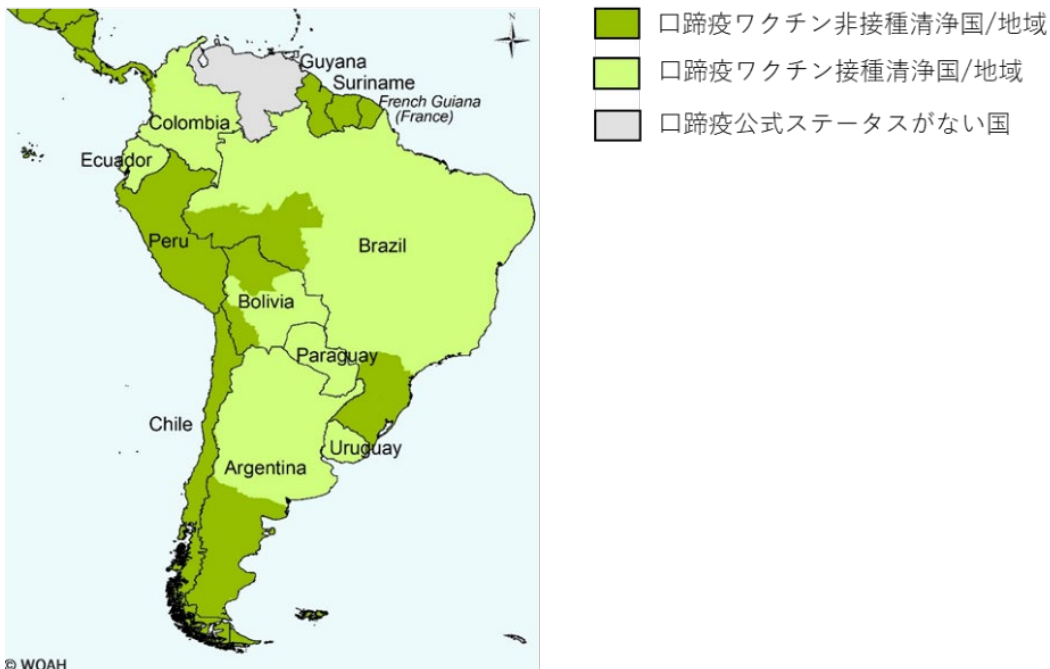
9 図 1 WOAH 認定するアルゼンチンの口蹄疫清浄地域<sup>1</sup>

<sup>1</sup> <https://www.woah.org/app/uploads/2023/08/fmd-argentina-eng-aug-2023.png>（2024 年 9 月閲覧）なお、2025 年 5 月に開催された WOAH 総会においてオレンジ地域と薄黄色地域が統合された。



- 1
- 2 北部と南部を隔離する地理的・物理的障壁
- 3 ①～②： バランカス川及びコロラド川（メンドーサ州とネウケン州の州境）
- 4 ②～③： コロラド川（ラパンパ州とリオネグロ州の州境）
- 5 ③～④： コロラド川（ブエノスアイレス州内）

7 図 2 北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）と南部地域（口蹄疫ワクチン  
8 非接種地域）の境界  
9



10 図 3 WOAH によって認定された南米諸国の口蹄疫ステータス<sup>2</sup>  
11

<sup>2</sup> <https://www.woah.org/en/disease/foot-and-mouth-disease/#ui-id-2>（2024年9月閲覧）なお、2025年5月に開催された WOAH 総会において、ブラジル及びボリビアの全土が口蹄疫ワクチン非接種清浄国として認定された。

### 1 III. リスク評価（案）の概要

#### 2 1. アルゼンチンの概要

3 アルゼンチンは、面積 278 万 km<sup>2</sup>(我が国の約 7.5 倍)、人口約 4,623  
4 万人の南アメリカ南部に位置する 23 の州及び1つの自治市からなる連  
5 邦共和国である。北は亜熱帯に属し、熱帯雨林が形成され、西にアンデ  
6 ス山脈、東に国土の 25%を占める大草原（パンパ）がある。

7 大豆、小麦、牛肉、ワインなどの生産が盛んであり、牛肉の生産量は世  
8 界第5位（2024年）である<sup>3</sup>。メルコスール加盟国であり、南米諸国と  
9 経済的に緊密な連携がある。

#### 10 11 2. 口蹄疫の清浄性に関する情報

12 アルゼンチンは、2000年に口蹄疫ワクチン非接種清浄地域として  
13 WOAHに認定されたが、直後（2000～2001年）に口蹄疫がまん延した  
14 ためステータスが停止された。その後、2008年から2014年にかけて、  
15 WOAHにより特定の地域ごとに順次口蹄疫ワクチン接種又は非接種清  
16 浄地域として認定されている。なお、アルゼンチン国内での口蹄疫の最終  
17 発生は、2006年2月にCNで確認されたものである。

#### 18 19 3. 獣医当局及び法制度

20 アルゼンチンの獣医当局は、国家農畜産衛生管理機構（Servicio  
21 Nacional de Sanidad y Calidad Agroalimentaria、以下「SENASA」と  
22 いう。）であり、SENASAが一元的に動物衛生及び食品安全に関する業  
23 務を所掌している。SENASAは、14の地域センター及び350を超える  
24 地域事務所を有しており、中央から地方への指揮系統も明確である。

25 2024年6月時点で、SENASAに所属する公的獣医師のうち、動物衛  
26 生関連業務に従事する職員は、本部で18名、地域センターで370名で  
27 あり、食品安全及び品質管理に関連する業務に従事する職員は、本部で  
28 16名、地域センターで394名である。

29 口蹄疫ワクチン接種には、地方の非営利組織である ENTE（Entes  
30 Sanitarios Locales）が大きな役割を担う。

31 アルゼンチンでは、「動物衛生施行法」で動物衛生業務に係る政府組織  
32 の枠組みを規定し、「口蹄疫法」で口蹄疫対策の概要を規定した上で、口  
33 蹄疫に係る個別の措置や制度の詳細を決議等で規定している。口蹄疫発  
34 生時の対応、サーベイランス、施設（農場、家畜集合施設等）登録、個体  
35 識別及びトレーサビリティ、と畜前後検査、国境管理等、口蹄疫の管理  
36 に必要な規制が文書化され、整理されている。

---

<sup>3</sup> Livestock and Poultry: World Markets and Trade, report of United States Department of Agriculture Foreign Agricultural Service

1 これらのことから、アルゼンチンにおいては、平時の動物衛生関連業  
2 務の遂行及び口蹄疫発生時対応について、家畜衛生管理体制及び法制度  
3 が適切に整備されていると考えた。

#### 4 5 4. 家畜の飼養流通

6 アルゼンチン北部地域では、アルゼンチン全土の 98%にあたる約 5,300  
7 万頭の牛が、北東部のパンパ地方<sup>4</sup>を中心に飼養されている。農家の規模別  
8 でみると、100 頭以下の牛を飼養する農家は、北部地域全体の飼養戸数の  
9 41%を占めるが、国内の総飼養頭数に対する割合は7%に過ぎない。101 頭  
10 以上 1,000 頭未満の牛を飼養する農家が、飼養戸数及び頭数ともに総数に  
11 占める割合が 51%で、最も大きい。なお、家族経営の農家も約 1,400 戸存  
12 在する。

13 アルゼンチン全土で飼育される家きんを除く家畜の総数に占める牛の割  
14 合は 65%であり、牛と比較して豚及び緬山羊は飼育頭数が少ない。

15 乳用牛及び肉用牛の多くは放牧飼育されており、フィードロット又は畜  
16 舎内で集約的に飼養されているものは全体の 4%に過ぎない。家畜の生体  
17 取引に関して、家畜市場を介するものは北部地域で全体の 30%程度であり、  
18 残りは直接取引される。

19 農場の登録は、その規模にかかわらず全ての農場に義務付けられている。  
20 SENASA が管理する農牧生産者登録簿（Registro Nacional Sanitario de  
21 Productores Agropecuarios、以下「RENSPA」という。）を用いて生産者  
22 及び農場情報が管理されており、これらの情報は随時更新されるほか、  
23 SENASA が RENSPA に登録された情報の精査を行う。

24 家畜市場等の家畜集合施設も SENASA への登録が必要である。大規模な  
25 ターミナル家畜集合施設は、BA に 1 つだけ存在する。その他に、中規模及  
26 び小規模な家畜集合施設が多数存在する。

27 旋毛虫（*Trichinella* spp.）の感染防除を目的として、死亡した動物又は  
28 由来に依らない非加熱の臓器、家庭及び空海港で廃棄される厨芥残渣並び  
29 にその他の感染源となり得るリスクのあるごみを豚に給餌することは  
30 SENASA 決議書第 1035/2024 によりアルゼンチン全土で禁止されている。  
31 また、家畜集合施設では、異状を認めた家畜を隔離するための牛房の確保、  
32 施設に出入りする車両の消毒等が義務付けられるほか、開催期間終了後の  
33 空舎期間（48 時間以上）の確保等に関する規則があり、SENASA の職員に  
34 よって動物の健康観察、証明書の確認やルールの遵守状況のチェックが行  
35 われる。

---

<sup>4</sup> BA、ER、LP、CB 及び SF

1 家畜運搬後の車両は、SENASA 登録施設において洗浄及び消毒され、次  
2 回に動物を移動させる場合には、当該施設が発行する洗浄消毒及び車両管  
3 理の責任者が署名をした洗浄消毒証明書の携帯が必要となる。

4 これらのことから、アルゼンチンの農場及び家畜集合施設は SENASA の  
5 監督の下で適切に管理されていると考えた。また、輸送時の車両消毒が適切  
6 に実施されていると考えた。

## 7 8 5. 食肉関連施設

9 全てのと畜場及び食肉処理施設は、SENASA の認定を受ける必要がある。  
10 さらに、輸出用施設は、SENASA が書類審査や現地査察を行って、仕向国  
11 が求める要件を満たしていることを確認した上で認定を受けることになる。

12 アルゼンチン北部地域における牛の年間と畜頭数は 1,185 万頭であり、  
13 牛肉の生産量は 273 万トンである。牛を取扱う認定と畜場は、アルゼンチ  
14 ン北部地域に 138 施設が存在し、このうち輸出用施設は 126 施設で 91%を  
15 占めている。

16 全てのと畜される動物に対して、と畜前後検査を実施することが Decree  
17 4238/68 で義務付けられている。SENASA 所属の統括獣医官が、と畜前後  
18 検査に対して一義的に責任を有する。実際の検査業務は、統括獣医官監督の  
19 下で、獣医検査官及び獣医補助員が実施する。また、SENASA によって登  
20 録された民間の獣医師もと畜前後検査を実施することができる。と畜前後  
21 検査を実施する者は、SENASA の配布文書第 4346 号に沿って教育及び訓  
22 練を受ける。と畜前検査では、主に跛行の有無や口蹄疫を含む伝染病の罹患  
23 の有無を確認する。と畜後検査では、主に蹄部、口唇部及び鼻部の水疱性病  
24 変並びに頭部、枝肉及び内臓の検査を行う。食用に適さないと判定されたも  
25 のは明確に区別され、廃棄される。なお、両検査で口蹄疫が疑われる場合に  
26 は、直ちにすべての作業を停止し、「11. 口蹄疫発生時の対応」に記載さ  
27 れる措置を執る。

28 仕向国が脱骨及び熟成を輸入条件として課している場合、冷蔵庫及び食  
29 肉処理施設において、SENASA 監督の下、脱骨及び熟成が行われる。

30 これらのことから、アルゼンチンのと畜場及び食肉処理場では SENASA  
31 監督の下で適切にと畜及び食肉処理が実施されていると考えた。万一、と畜  
32 対象の動物が口蹄疫の感染を疑う臨床症状又は病理所見を呈していれば、  
33 十分に摘発が可能であると考えた。と畜場と農場の間を移動する家畜運搬  
34 車等の車両についても洗浄及び消毒が適切に実施されており、と畜場及び  
35 出入りする車両を介して口蹄疫が拡大するリスクを低減するための措置が  
36 講じられていると考えられた。また、輸出される牛肉が輸入条件に準拠した  
37 製品となるような管理体制が SENASA によって整備及び運用されており、

1 脱骨及び熟成等の個別条件に対しても、当該条件に合致した製品の製造が  
2 可能な体制が整備されていると考えた。

## 3 4 6. 個体識別及びトレーサビリティ制度

5 牛及び水牛を対象に、離乳時又は最初の移動時までに個体識別番号が付  
6 与され、耳標を用いた個体の識別管理が行われる。一方、豚や緬山羊は群単  
7 位で識別される。耳標番号を検索することで、耳標の購入者及び耳標を装着  
8 した施設を確認することができる。

9 家畜の移動は、SENASA が管理する統合家畜衛生管理システム (Sistema  
10 Integrado de Gestion de Sanidad Animal、以下「SIGSA」という。) を通  
11 じて群単位で管理される。SIGSA 上には家畜の農場間並びに農場及びその  
12 他の施設間での移動履歴が保存されるほか、RENSPA ともリンクされ、関  
13 係者が該当施設の詳細な情報を参照することができる。全家畜の移動に当  
14 たっては、SIGSA 上で発行される電子移動記録書 (documentos de tránsito  
15 electrónico、以下「DT-e」という。) が必要となる。すなわち、移動に際し  
16 て SENASA の許可が必要である。

17 と畜場到着後は、DT-e と紐付ける形で、製造群番号が付される。以後の  
18 工程ではこの製造群単位で管理が行われ、統合食品安全品質管理システム  
19 (Sistema Integrado de Gestión de Inocuidad y Calidad Agroalimentaria、  
20 SIGICA) 及び食品安全品質証明管理システム (Sistema de Certificación  
21 de inocuidad y calidad agroalimentaria、以下「SIGCER」という。) を  
22 通じてと畜の許可や輸出証明書が発行される。最終製品及び輸出検疫証明  
23 書には製造群番号が表示されており、この番号をもとに出荷元の農場まで  
24 遡ることができる。

25 これらのことから、家畜の移動は SENASA が適切に管理及び監督してお  
26 り、最終製品から出荷元農場を遡る体制が整備されていると考えた。また、  
27 家畜の移動には、SENASA の発行する DT-e が必要であることから、必要  
28 に応じて SENASA が移動制限を課すこともできる体制にあると考えた。ま  
29 た、口蹄疫等の疾病が発生した際には、発生農場にて同時期に飼養されてい  
30 た動物の移動履歴を追跡することにより、迅速に疫学関連農場を特定する  
31 ことが可能であると考えた。

## 32 33 7. 検疫

### 34 (1) 輸出入検疫

35 アルゼンチンは、主に近隣諸国より牛及び豚を、豪州や NZ より緬山羊  
36 を輸入しているが、年間の輸入量は、牛及び緬山羊については数十頭、豚に  
37 ついては多い時で数千頭と限定的である。牛肉や豚肉についても近隣諸国  
38 より輸入しているが、その量は数百～数千トンと限定的である。他方、牛肉

1 及び内臓（加工品を含む）は、同国より米国及び EU 諸国を含む多くの国  
2 に対して輸出可能であり、2023 年には年間 74 万トンと世界有数の規模の  
3 輸出量を誇る。

4 生体や畜産物等の輸入に際しては、国際空海港及び陸路国境地点に設置  
5 される 100 か所超の国境検疫ポイントにおいて SENASA による検査が行  
6 われる。畜産物については、書類審査及び開梱検査が行われるほか、車両の  
7 貨物の目視検査や手荷物の X 線検査が実施される。生体の家畜については、  
8 仕向先農場において一定期間隔離検疫が行われ、異状がなかった場合のみ  
9 解放される。また、厨芥残渣も適切に処理がなされている。なお、偶蹄類動  
10 物及びそれ由来の物品に関しては、WOAH により口蹄疫（ワクチン接種及  
11 び非接種）清浄と認められている国又は地域からのみ輸入を認めている。さ  
12 らに、口蹄疫ワクチン接種清浄国又は地域からアルゼンチンの口蹄疫ワク  
13 チン非接種清浄地域に向けて牛肉を輸出する場合には、脱骨、リンパ節の除  
14 去、2℃で 24 時間以上の熟成が求められるとともに、pH 6.0 未満となっ  
15 ていること等を相手国等に確認するよう要求している。近隣諸国において  
16 口蹄疫が発生した際には、速やかに衛生警報を発出するための決議が  
17 SENASA によって採択され、国境での検査官を増員や対策の強化が図られ  
18 るとともに、当該発生国又は地域からの輸入を停止する。

19 これらのことから、アルゼンチンにおいては、口蹄疫が侵入しないための  
20 輸入検疫措置が適切に執られていると考えた。

21  
22 アルゼンチンより輸出される牛肉については、SENASA 所属の公的獣医  
23 官が書類審査及び現物審査を行い、仕向国の輸入条件を満たしたことを確  
24 認した上で、署名済みの輸出検疫証明書が発行される。また、アルゼンチン  
25 で口蹄疫が発生した場合には、貿易相手国に速やかに情報提供をすると共  
26 に、日本を含めて口蹄疫清浄国であることが輸入条件に定められている場  
27 合には、直ちに輸出検疫証明書の発行を停止する。なお、米国は 2018 年か  
28 ら、また EU は 2010～2016 年に脱骨及び熟成を含む輸入条件の下でアル  
29 ゼンチン北部地域から牛肉を輸入しているが、2024 年 9 月現在米国又は  
30 EU において口蹄疫の発生は確認されていない<sup>5</sup>。

31 これらのことから、アルゼンチンでは、仕向国の輸入条件を満たした牛肉  
32 を適切に生産及び輸出する体制が整備されていると考えた。なお、脱骨及び  
33 熟成処理は WOAH コードでも認められた口蹄疫ウイルスの不活化処理法

---

<sup>5</sup> 諮問後に、ドイツ、ハンガリー及びスロバキアにおいて口蹄疫が発生。血清型はいずれも O 型であり、ドイツで分離されたウイルスは 2024 年にトルコで分離された株と、ハンガリー及びスロバキアで分離されたウイルスは 2018 年にパキスタンで発生した口蹄疫の株をゲノム配列が類似していると EU が公表しているおり、いずれも南米由来ではないと考えられる。

[https://food.ec.europa.eu/animals/animal-diseases/diseases-and-control-measures/foot-and-mouth-disease\\_en](https://food.ec.europa.eu/animals/animal-diseases/diseases-and-control-measures/foot-and-mouth-disease_en)

1 であり、当該条件を日本向け輸出の要件として課すことによって、同国から  
2 我が国へ輸入される牛肉を介して口蹄疫を日本国内に持ち込むリスクは相  
3 当程度低くなると考えた。

## 4 5 (2) アルゼンチン北部地域及び南部地域間の検疫

6 北部地域と南部地域は川を境界に区分されており、境界に 12 か所の検疫  
7 ポイントが設置されている。検疫ポイントでは通行する全ての車両につい  
8 て、DT-e 等の書類を確認すると共に、目視検査や手荷物の X 線検査が実施  
9 される。

10 南部地域から北部地域へ口蹄疫の感受性動物を移動させることには制限  
11 はないが、SENASA による移動許可 (DT-e の発行) が必要である。畜産  
12 物については、北部地域から南部地域への移動に関しては衛生条件が設け  
13 られているものの、南部地域から北部地域への移動に関して特段の衛生条  
14 件は設定されていない。

15 仮に南部地域で口蹄疫が発生した場合には、南部地域から北部地域への  
16 動物の移動を禁止する法令は存在しないが、SENASA が速やかに DT-e の  
17 発行を停止することで移動を停止させることは可能であると考えた。ただ  
18 し、畜産物については移動を制限する規則及び制度が存在せず、現時点で提  
19 供されているアルゼンチン当局からの情報のみでは、畜産物を介した北部  
20 地域への口蹄疫の広がりを抑えることができるとの判断には至っていない。

21 これらのことから、アルゼンチンでは南部地域での口蹄疫の発生を想定  
22 した南北地域間の検疫措置が十分整備されておらず、仮に南部地域で口蹄  
23 疫が発生した場合に、北部地域に感染が侵入、拡大しないか否かについてさ  
24 らなる確認が必要であると考えた。

## 25 26 8. 診断機能

27 口蹄疫の診断、アクティブサーベイランス及び抗体保有率の検査は、ナシ  
28 ョナルラボラトリーである動植物検査総局 (La Dirección General de  
29 Laboratorios y Control Técnico、以下「DGLyCT」という。) が実施する。  
30 DGLyCT での検査業務は ISO17025 の認定を受けており、また国際的なレ  
31 ファランスラボラトリーが実施する外部精度管理にも参加している。口蹄  
32 疫の診断は、WOAH マニュアルに沿って、ウイルス分離、ELISA 及び/又  
33 は RT-PCR が行われる。

34 ただし、口蹄疫ワクチン接種済み動物に対して口蹄疫の検査を行う際  
35 は、以下の問題点に留意する必要がある。

- 36 ・ ワクチン接種動物を野外のウイルスに感染した動物と識別するため、非  
37 構造タンパク質に対する抗体を検出する ELISA (ELISA3ABC) を行

1 い、引き続き EITB やウイルス分離を行うとともに血清型を同定する必  
2 要がある。このため、確定診断に時間がかかる。

- 3 ・ ワクチン接種動物が野外のウイルスに感染した場合には、明瞭な臨床症  
4 状が見えづらくなることに加えて、ワクチン株に対する抗体が付与され  
5 ているため体内で野外のウイルスの増殖が抑制され、野外のウイルスに  
6 対する抗体価が ELISA で検出できるレベルに達しない、又は検出でき  
7 るレベルに達するまでに時間を要する。このため、ワクチン非接種動物  
8 と比較して、野外ウイルスの感染を早期に摘発することが困難。

9 これらのことから、アルゼンチンでは口蹄疫の診断を適切に実施できる  
10 体制が整っているものの、口蹄疫ワクチンが使用されている北部地域につ  
11 いては、万一、ウイルスが侵入した場合に、摘発が遅れる可能性が無視でき  
12 ないと考えた。

## 13 14 9. ワクチン接種

15 アルゼンチン北部地域では、2001 年より国家口蹄疫撲滅計画に従い、牛  
16 及び水牛（以下「牛等」という。）に対してワクチン接種を行っている。ア  
17 ルゼンチン政府によると、国内の家畜に対する国内外に存在する感染リス  
18 クが十分低減したとの根拠が得られれば、将来的にはワクチン接種を停止  
19 する予定であるが、2024 年 11 月時点ではワクチン接種を停止する予定は  
20 ないとしている。

21 アルゼンチン国内で使用されるワクチンは、4つの製造用ウイルス株(O1  
22 Campos、A24 Cruzeiro、A Argentina 2001、C3 Indaial) が含まれた不活  
23 化ワクチンであり、2024 年 9 月時点で、全て国内で製造されている。ワク  
24 チンの製造施設及び製品は DGLyCT によって承認及び登録されている。た  
25 だし、2025 年 3 月 1 日よりワクチンの主剤を構成する株から C3 Indaial  
26 株が除かれている。SENASA は、ワクチン接種業務全般（流通、保管等を  
27 含む）を ENTE に委託している。実際にワクチン接種を行うのは、SENASA  
28 によって認定されたワクチン接種員である。計画的ワクチン接種は、北部地  
29 域ほぼ全域を対象に年に 2 回実施され、うち 1 回は全ての牛等、残り 1 回に  
30 ついてはマイナーな区分に分類される動物を対象に接種を行っている。ワ  
31 クチンの接種履歴は SIGSA に登録されており、当該履歴を精査することで  
32 接種漏れを防いでいる。

33 これらのことから、アルゼンチン北部地域では、ワクチンの管理及び接種  
34 が政府主導で適切に実施されていると考えた。

## 35 36 10. サーベイランス

37 アルゼンチンでは、家畜のパッシブサーベイランスに加え、血清を用いた  
38 アクティブサーベイランスとして、①おとり子牛のサーベイランス並びに

1 ②免疫付与の確認及びウイルス循環の有無確認するためのサーベイランス  
2 が実施されている。

3 アルゼンチンでは、口蹄疫は通報対象疾病として規定され、口蹄疫疑い事  
4 例を確認した者は、家畜であるか野生動物であるかに関わらず SENASA へ  
5 の通報義務が課されている。国内では毎年4～7件の水疱性疾病の疑い事  
6 例がアルゼンチン全土から SENASA に通報されるが、いずれも口蹄疫は否  
7 定されている。

8 上記①のおとり子牛のサーベイランスは、2018年より実施されており、  
9 毎年アルゼンチン北部中央及び国境地帯で飼育されているワクチン接種前  
10 の子牛を対象に、384施設から5,760の血清サンプルを採取して口蹄疫の  
11 検査を実施している。2021年から2023年にかけて実施した検査の結果、  
12 全て陰性であった。

13 上記②のうち、ウイルス循環の有無を確認するためのサーベイランスは、  
14 ①と同様に血清を用いたサーベイランスだが、対象とする牛の年齢等が異  
15 なり、対象は6～24か月齢のワクチン接種済みの牛である。2021年には  
16 543施設より6,761サンプルが、また2023年には397施設より4,189サ  
17 ンプルが、採取され、検査に供されている。その結果、2021年には3検体  
18 が、2023年には1検体が陽性となったが、追加の試験によりいずれも野外  
19 株の感染は否定されている。

20 上記②のうち、免疫付与を確認するためのサーベイランスについては、  
21 2020年から再開された検査であり、A24 Cruzeiro 株及び O1 Campos 株  
22 に対する抗体価を調べて、何割の牛がカットオフ値を上回る抗体価を保有  
23 しているかを調べるものである。サンプル数は毎年異なり、2020年は5,305  
24 検体、2023年には9,284検体であった。A24 Cruzeiro 株に対しては79～  
25 90%の牛が、また、O1 Campos 株に対しては72～86%の牛が十分な抗体  
26 を保有していると判断された。

27 野生動物のサーベイランスも実施しており、国内に棲息する口蹄疫感受  
28 性動物種であるシカ、ペッカリー、野生イノシシや野良豚に加えて、バクや  
29 カピバラを対象に、捕獲時に血清を採取して検査を実施している。検査数は  
30 毎年変動し、2021年には154検体、2022年には70検体、2023年には81  
31 検体を検査しており、2009年以降に実施された検査では全て陰性であった。

32 これらのことから、2024年9月現在、アルゼンチン北部地域において口  
33 蹄疫ウイルスの循環は見られず、飼育されている牛等も十分抗体を保有し  
34 ており口蹄疫がまん延する状況にはないと考えた。しかし、ワクチン接種動  
35 物では明らかな症状を呈さない可能性も考えられるため、パッシブサーベ  
36 イランスが十分有効に機能しないケースや検知までに時間を要するケース  
37 について留意が必要と考える。

38

## 1 1 1. 口蹄疫発生時の対応

アルゼンチンでは、国家口蹄疫封じ込め計画を始めとした複数の法律等により、口蹄疫早期摘発のための通報及び発生時の防疫体制が整備され、必要な教育訓練及び啓発活動が実施されている。口蹄疫が疑われる場合は、SENASA 地方事務所に通報されるとともに、DGLyCT で診断が行われ、発生が確定した場合には直ちに家畜の移動制限、殺処分、緊急サーベイランス等の措置が講じられるとともに、必要に応じて緊急ワクチン接種も行われる。

これらのことから、アルゼンチンでは、口蹄疫発生時に適切な防疫措置を実施する体制が整備されていると考えられる。ただし、以前に北部地域のパラグアイとの国境付近で口蹄疫の発生が確認されており、国外からの違法な家畜の移動が原因であると推測されていることを考慮すると、周辺国で口蹄疫の発生が確認された場合には、アルゼンチン北部地域に口蹄疫が侵入するリスクは無視できないものと考えた。

## 1 2. 牛舌のリスク評価

アルゼンチンでは、年間約 1 万トンの牛舌を生産しており、国内外で食用（またはそれ以外の用途）に供されている。主にロシア、タイ、香港等に毎年 6～7 千トンの牛舌が輸出され、アメリカ合衆国、ドイツ及び日本向けに、アルゼンチン全土又は南部地域から、食用・非食用目的での牛舌の輸出実績がある。他の生鮮肉と同様に、輸出用の牛舌を取扱うと畜場及び食肉処理場は SENASA によって認定を受ける必要がある。

と畜場では、と殺のために搬入された動物群に対し、SIGICA を用いて導入順に製造群番号を付与している。この製造群番号は DT-e 番号と紐づけられている。頭部とと体は照合可能な状態でと畜後検査に供され、その後、牛舌が頭部から切り離される。切り離された牛舌はチャンバー内で熟成され、その際、当該チャンバーには製造群番号が表示される。最終製品及び輸出検査証明書には製造群番号が記載されているため、DT-e 番号を介して出荷元農場まで遡及することが可能である。

牛舌はと畜後検査の対象であり、この検査に合格しなかった牛舌及びと体は生産ラインから排除される。

牛舌については、適切な熟成処理が行われれば、骨格筋と同様に、pH の低下によって口蹄疫ウイルスが不活化する。アルゼンチンには牛舌の熟成に係る法律等は存在せず、国内消費用の牛舌について、熟成処理を行っていない。さらに、牛舌を熟成することを輸出条件とする国は存在せず、処理の実績もないが、今般の要請に当たり、日本向けに輸出される牛舌の熟成を含む処理工程を記した文書がアルゼンチン当局から日本の獣医当局宛てに提出された。当該文書には、2～4℃で 24 時間以上牛舌を熟成し、全ての牛

1 舌について中間部および近位部の2か所で測定して、pH 6.0未満であるこ  
2 とを確認した製品のみを日本に輸出すると記載されている。また、測定時に  
3 pH 6.0以上であった牛舌については、日本向けから除外されるとも記載さ  
4 れている。なお、熟成により舌上皮の基底膜付近のpHは舌中央部と同等  
5 もしくはそれより低下する傾向が認められる。

6 これらのことより、当該提出文書の内容が正しく履行されれば、製品中に  
7 口蹄疫ウイルスが生存しているリスクを無視できるレベルまで低減させた  
8 牛舌のみを日本へ輸出することが可能であると考えた。また、輸出検疫証明  
9 書の記載内容に基づいて当該牛舌製品が由来する個体の出荷元農場まで遡  
10 ることも可能と考えた。

11 ただし、アルゼンチンには熟成牛舌を他国に輸出した実績が無いこと、ま  
12 た、現地調査時に牛舌の熟成を含む処理工程を確認していないことから、ア  
13 ルゼンチンにおいて牛舌の輸出体制が整った段階で適切な体制が整備され  
14 ているかを日本側が改めて確認する必要があると考えた。

15 これらの点を考慮すると、本報告書に記載されている動物検疫やサーベ  
16 イランス等の体制が維持されていることを前提に、アルゼンチン北部地域  
17 を口蹄疫ワクチン接種清浄地域として認めることは適切と考えた。

#### 19 IV.結果

20 これらの点を考慮すると、本報告書に記載されている動物検疫やサーベ  
21 イランス等の体制が維持されていることを前提に、アルゼンチン北部地域  
22 を口蹄疫ワクチン接種清浄地域として認めることは適切と考えた。

23 一方で、アルゼンチン北部地域は、周辺国で口蹄疫が発生した場合に、口  
24 蹄疫が侵入するリスクが無視できないこと、口蹄疫ワクチン接種動物群で  
25 は臨床症状に基づくパッシブサーベイランスが有効に機能しない場合があ  
26 ること、そのため確定診断まで時間を要する可能性があることなどが考え  
27 られた。

28 また、その他にも以下の点に留意が必要と考えた。

- 29 ・ アルゼンチン南部地域で口蹄疫が発生した場合を想定した南北地域間  
30 の家畜及び畜産物の検疫措置が十分考慮されていないこと。
- 31 ・ 牛舌について、熟成処理済みの製品を他国に輸出した実績がないこと

32  
33 以上のことから、留意点に応じた以下の適切なリスク管理措置を課すこ  
34 とで、アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉  
35 （牛（*Bos taurus*）及びコブ牛（*Bos indicus*）に由来する、冷凍又は冷蔵  
36 の牛肉（牛舌及びハラミを含む。それ以外の内臓を含まない。）で脱骨され  
37 たもの）の輸入により口蹄疫が我が国に侵入するリスクは極めて低くなる  
38 と考えた。

- 1 ① 口蹄疫ワクチン接種地域であるアルゼンチン北部地域の口蹄疫ステータスは、WOAH によって口蹄疫ワクチン非接種清浄国として認定されている我が国と同等とはいえない。このため、輸入を認める際には、法令上、アルゼンチン北部地域を家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 43 条の表中欄に定める関連物品に対する禁止地域として維持した上で、家畜伝染病予防法第 36 条第 1 項に基づく「輸入禁止地域を経由したもので農林水産大臣の指定するもの」として以下の条件を満たした畜産物のみ輸入可能であると規定すること。
- 2  
3  
4  
5  
6  
7  
8
- 9 ▶ 我が国に向けて輸出される生鮮牛肉は、サーベイランス等の結果、疾病の発生やその疑いがある農場として SENASA の監視下におかれていない農場でのみ飼養された牛に由来すること。
  - 10  
11 ▶ 脱骨に加えて、熟成処理（生鮮牛肉を摂氏 2 度以上に保った室に 24 時間以上保管し、pH 6.0 未満となったことを確認する）を行うこと。
- 12  
13
- 14 ② アルゼンチン南部地域において口蹄疫の発生が認められた場合は、北部地域からの輸入も停止し、口蹄疫が拡大する恐れがないことを確認するまでの間は停止措置を継続すること。
- 15  
16
- 17 ③ アルゼンチンからの牛舌の輸入を認める場合には、同国における牛舌の処理体制が整った段階で、我が国向けの輸出製品として適切な生産、品質管理体制が整備されているかを日本側が予め確認をすること。
- 18  
19